ウクライナは独立国か？

― 国際法上の視点などから ―

堀合 辰夫（弁護士／NPO 法人日本･ロシア協会理事）



在日ロシア大使館。この土地･建物もウクライナの反対で「ソ連邦名義」から変更できず、宙に浮いている。

１　本稿は、決して「特別軍事作戦」と称して令和４（2022）年ウクライナに侵攻したロシアの不条理を支持するものではない。紛争は無いに越したことはなく、戦火の犠牲は、敵味方の別なく悲しむべきことである。

以下は、筆者が偶々担当した民事事件処理の過程で知り得た、公開の確定資料に基づく弁護士としての見解と感想である。

２　ソヴィエト社会主義共和国連邦、所謂ソ連邦は、平成３（1991）年 12 月４日、連邦を解体、連邦構成１５ヶ国は、夫々、独立国家として分裂することになった。

上記分裂に際し、旧ソ連邦と連邦構成１５ヶ国は『ソ連邦の対外債務・資産の権利承継条約』を締結、連邦構成各国の債務、資産の割合を以下の通り取決めた。

『第４条　当事者は、旧ソ連邦の債務・資産の総額に対して共通総合指標に基づいて定められた各主体の持分を以下の通りとすることに合意した。

	(%)
ロシア連邦社会主義共和国	６１．３４
ウクライナ	１６．３７
ベラルーシ共和国	４．１３
ウズベキスタン共和国	３．２７
カザフソヴィエト社会主義共和国	３．８６
グルジア共和国	１．６２
アゼルバイジャン共和国	１．６４
リトアニア共和国	１．４１
モルドバ共和国	１．２９
ラトビア共和国	１．１４
キルギスタン共和国	０．９５
タジキスタン共和国	０．８２
アルメニア共和国	０．８６
トルクメニスタン	０．７０
エストニア共和国	０．６２
	１００　』

割合（%）の全てを累計すると、１００．０２%となるが、兎に角分裂時の各構成国の実勢に基づく平成３（1991）年１月１日現在の評価の上での条約である。

３　上記条約に基づく各国の債務・資産の事後処理は、その直後に旧連邦構成のロシアとその他の構成１４ヶ国との間で締結される１４カ国の個別協定・条約に基づいて順調に処理される筈であった。即ち、

(1) リトアニア、ラトビア、エストニアの３共和国は、その後、ロシア連邦に対して何も要求しないことになったため協定から脱落、すべてを放棄した。この分は、即時、全てロシア連邦に帰属完結した。

(2) 平成４（1992）年３月 13 日、残る１２構成国の間で締結された補足協定によって、ロシアとウクライナが共同議長国として関与し、事後の具体的な処理に当たることを確認し、署名、夫々、批准した。

(3) 残った１２当事国は、ロシアとの間で、全てをロシアが継承する旨の１２ヶの個別協定を締結した。その後、ウクライナを除く１１ヶ国は順調に各協定を批准し、夫々、履行を終了した。

(4) ところが、ウクライナは、平成６（1994）年 12 月９日付のロシア連邦との個別協定条約、即ち、『旧ソ連邦対外債務・資産の権利承継問題処理に関するロシア共和国とウクライナ間の協定』に署名をしたのに拘わらず、本日現在、この批准手続きをしないまま放置している。この未批准の協定書第３条には『1991 年 12 月１日現在の旧ソ連邦の対外負債のウクライナの割当支払義務をウクライナはロシアに譲渡し、ロシア連邦はこれを引き受ける。』、第４条には『ウクライナの支払分の対外債務の一部の支払いのため、1991 年 12 月１日現在の旧ソ連邦の資産のウクライナの割当分を、ウクライナはロシアに譲渡し、ロシア連邦はこれを引き受ける。』とあり、ウクライナの負債も、資産の持分も全てロシア連邦が引き継いだことが記載されている（この協定書の写は、ロシア連邦外務省歴史文書部１等書記官ビルレワの署名があり、その署名の真正は同文書部ソコロワ副部長の副署によって証明されている）。

４　この様に、平成３（1991）年 12 月４日の連邦分裂条約は、旧ソ連邦構成１５共和国との間で既に効力を生じている。また、(1) によりバルト三国は適法に脱退、(3) によりウクライナを除く旧ソ連邦構成１０ヶ国とロシアの具体的な各個の実行協定も完結終了した。

しかし、ウクライナは、前記ロシアとの間の個別協定を署名したのに国会における批准をしていない。

その結果、国際法上の確立した解釈では、ロシア連邦とウクライナとの間の平成６（1994）年 12 月９日の個別的な承継、取決めの条約は、未だに効力を生じていないことになる（日本国憲法第７３条２号、３号)。ウクライナはそう主張している。

５　このことは、連邦解体を機に旧ソ連邦全部を引き継いだ筈のロシア連邦にとっては、ウクライナ問題は、未だに旧ソ連邦に於ける国内問題の一部であり、従ってまた、旧ソ連邦すべてを承継したロシア連邦としては、そのままロシア連邦の未処理の国内問題を抱え込むことになったと言うことになる。

ウクライナはソ連邦の分裂を肯認し、これに基づくロシア連邦に対する具体的な承継処理条約を署名、締結しているのに、その批准の履行をしないために、条約が未発効であると主張している訳である。

しかし、このようなウクライナの対応は、ロシア連邦に対して「ウクライナ問題はロシアの国内問題である」とする国際法上の口実を与えた様な結果になっているのではないか。

残念ながらウクライナ指導部の資質を問いたいところである。

６　日本政府宮澤喜一内閣は、ソ連邦解体の一連の推移を踏まえて、平成３（1991）年 12 月 27 日の閣議決定で、ロシア連邦をもって、解体消滅した「ソ連邦」を承継した国家として「政府承認」して、これを関係国に通告した。

「政府承認」は、新しく誕生した国そのものを国際社会の正式なメンバーと認める「国家承認」とは根本的に異なる。

「政府承認」は、国家の存在自体は認めた上で、クーデター や革命などで非合法に政権交代が起こされた際に、その新しい統治機構をその国の「正式な代表政府」として承認することである。

平成３（1991）年 12 月 26 日までのソヴィエト社会主義共和国連邦の駐日大使（ルドヴィグ・チジョフ）は、同年 12 月 27 日の宮澤内閣の閣議決定の瞬間から、引き続き駐日ロシア連邦大使として執務することになったものである。

この宮澤内閣の対応は、大正６（1917）年 11 月の帝政ロシアが消滅した際の日本政府が取った対応と同じである。帝政ロシアからソ連邦への謂わば国家の相続と言うべき手法と同じやり方であると目される。

連邦解体後には、（ソ連邦）＝（ロシア連邦）となるから、旧ソ連邦の国名をロシア連邦に変更しただけのもの、即ち、単なる名称変更、国名変更と観念出来る。

相続登記の際の、謂わば除戸籍謄本に相当する、日本国政府（宮澤内閣）の閣議決定という有力、且つ、確実な裏付けがある。寧ろ紛争当事国の不完全不十分な条約締結や、批准など不要であるといいたいところである。

７　国際法上、国家存立の３要素として、①国土、②国民、③統治機構が掲げられる。

①は国境問題として、②は国籍法など国民の資格要件や民族移動について問題とされるが、③については、夫々の国により政治体制の好みの問題や歴史的経緯や伝統のこともある。その国が、他国とどの様な交合をするか、例えばNATOに加入するか否かなど国の基本方針決定、選択もこれに含まれる。統治機構のトップにつく人間の資質能力を無視することが出来ない。

しかし、それにつけても日本の内閣や外務省は、他国の内輪揉めに対しては、極めて慎重で有り、出来る限り発言を控え干渉したがらないが、私などは些か歯がゆいと思うこともある。

８　ウクライナのこの様な対応の結果、日本国内における以下の様な困った事態が生じている。

(1) 長崎市のグラバー邸の南西側に近接する帝政ロシア所有名義の土地が在った。明治３７（1904）年、日露戦争の頃、帝政ロシアの領事館が開設されていた当時の敷地であった土地である。

対岸の稲佐山の悟真寺(浄土宗)境内のロシア人墓地には、約 270 基の墓標があり、ロシア兵はじめ数百体のロシア人が埋葬されている。郷土史家としても名高い先代住職木津義彰氏が長年に亘って無償で供養して来た。

平成３(1991)年にゴルバチョフ元ソ連大統領が来日の折、同人をロシア人墓地に案内した木津章史氏は、義彰氏のご子息である。

日露戦争当時は、日本海海戦の事後処理など帝政ロシアの領事館が置かれ、外交官が実際に領事事務を執っていた。

(2) その後、帝政ロシアは、大正６（1917）年、共産革命により消滅、ソ連邦（ソヴィエト社会主義共和国連邦）がこの領事館敷地の承継人となった。しかし、ソ連邦は、この土地で領事事務を行った形跡はない。

昭和２０（1945）年終戦の年には、お化屋敷と言われて放置されていた。その後は、複数の不法占有者が入り込み、住宅を建てて勝手に建物の保存登記をして暮らしていた。

昭和１７（1942）年の長崎市の土地台帳には、以下の記載があった。

字　　南山手町
地　番　　イ１９
地　目　　宅地

地　積　　４７３坪
所有者　　露国領事館
沿　革　　昭和１７年地番改訂
昭和１７年4月１日勅命第７６号に依り所有権取得につき有租地成
昭和１７年１２月２８日　賃貸価額決定
昭和１８年8月３１日　領事館敷地

(3) 筆者は、昭和６２（1987）年10月19日、ソ連邦（駐日大使ニコライ・ソロヴィヨフ）の依頼により、この土地を土地台帳の記載に基づきソヴィエト社会主義共和国連邦名義で保存登記をなした。その結果、現在の登記簿上の記載は、以下の記載となっている。

表題部
所　在　　長崎市南山手町
地　番　　イ壱九番
地　目　　~~領事館敷地~~
地　積　　~~四七参．〇〇歩~~　　１５６３㎡
所有者　　露国領事館

甲区欄
一番　　所有権保存
昭和六弐年壱〇月壱九日受付　第参弐壱壱六号
所有者　　ソヴィエト社会主義共和国連邦

乙区欄
（記載なし）

ソ連邦の解体とロシア連邦の承継については、前記２、３に前述した通りの経緯である。

(4) その後、筆者はロシア連邦（駐日大使アレクサンドル・パノフ）の原告訴訟代理人として平成２（2000）年、長崎地裁に不法占拠者全員を被告として、建物収去土地明渡の本訴を提起し、勝訴判決を得て、この判決は確定した。

本訴提起に当たり、同土地の登記簿上の所有名義人を前述の経緯に基づき、ソ連邦を承継したロシア連邦に所有名義を変更するべく、長崎地方法務局宛、登記申請をしたことがあったが、登記官からの勧告を受け入れ取下をした経緯がある。主な理由は、ウクライナが法務省宛条約未批准による条約未発効の口上書を提出し、ロシア連邦名義に変更することに反対していたことによる。

(5) その結果、長崎の土地のみならず日本国内に在る現在も尚ソ連邦名義のままになっている不動産については、ロシアの登記申請の都度全てウクライナの反対によって、ロシア連邦名義に変更することが出来ない現状にある。

東京都港区麻布台にある駐日ロシア連邦大使館の土地、建物は、現在でも、全てソ連邦名義で放置されたままである。

関東直下型地震の心配される現在、ウクライナの反対で建物を耐震構造に手直しすることも実行できないのが現状である。

９　東京都文京区本駒込２丁目に昭和５３（1978）年２月１日贈与によってソ連邦が所有者となった土地が在る。

表題部
所　在　　文京区本駒込二丁目
地　番　　２４２番４
地　目　　宅地
地　積　　５３０．９０㎡

権利部（甲区）
順位番号　　１
登記の目的　所有権移転
受付年月日・受付番号
昭和５４年7月１２日　第１３３１５号
権利者その他の事情
原　因　　昭和５３年２月１日贈与
所有者　　ソヴィエト社会主義共和国連邦
順位２番の登記を移記
順位番号　　付記１号
登記の目的　１番登記名義人名称変更
受付年月日・受付番号
令和２年２月１２日　第５３１８号
権利者その他の事情
原　因　　平成３年１２月２７日国名変更
所有者　　ロシア連邦
順位２番の登記を移記
登記の目的　余白
受付年月日・受付番号
余白
権利者その他の事情
昭和６３年法務省令第３７号附則第２条第２項の規定により移記
平成１４年６月２０日

登記簿記載の、「平成３年１２月２７日国名変更」の平成３年１２月２７日は、宮澤喜一内閣がロシア連邦をもってソヴィエト社会主義共和国連邦の承継国として政府承認した日である。

長崎の土地についても理屈は同じ筈である。

ウクライナの意向に関係なく、すべてソ連邦、即ち、（ソヴィエト社会主義共和国連邦）＝（ロシア連邦）となるべきものである。法務局は内閣の閣議決定を尊重すべきである。

10　ロシア連邦所有の長崎の土地については、長崎市はこれまでに固定資産税を賦課徴収した事実がない。根拠は、所得税法第３４８条（固定資産税の非課税の範囲）９項により、大使館等には免税となっているからである。しかし、本件土地は、地目は宅地であり、大正、昭和、平成、令和と長い期間領事館としての使用がなされた事実はない。

明らかに荒地であり、領事館敷地などではない。しかも長

崎の土地は、地目が宅地である。

東京都文京区の土地は同じく宅地であるが、固定資産税が課せられている。この不均衡は、早急に正されるべきものと思う。

即ち、所得税法第３４８条９項は、但書をつけて「現に大使館等に使用している場合に限る」と改正すべきである。そうでないと地方自治体に対して固定資産税相当分の損害を与え続けることになる。

これは明らかに地方税徴収の怠慢である。グラバー邸近隣の不動産の時価評価は極めて高額であり、その累計は莫大な額となる筈である。その損害発生の継続は早急に是正されるべきである。（Ｒ８／８／４　記）

参考資料

1「ニコライ堂戦後史」堀合辰夫 ドラマチックロシア in JAPAN 生活ジャーナル社

2「帝政ロシア 長崎領事館」堀合辰夫 同上

3 原告ロシア連邦 被告安宇井時子外 長崎地方裁判所 平成12年(ワ)第474号建物収去土地明渡請求事件判決

4 特集「長崎・ロシアの『領土』」堀合辰夫 日本対外文化協会 2020.3.20 ニュースレター

◇◆編集後記◆◇

▼本号は久しぶりの「旅行・留学特集」です。中小企業支援団体ティグレのモンゴル視察、大阪日ロ協会のペテルブルク視察、ヒポファミリークラブのキルギス・ホームステイ交流、バルト三国手仕事の旅、いずれも JIC 旅行センターが協力し手配させていただきました。JIC も久しぶりに元気が出てきています。▼エストニア・タリン大学にロシア語留学した 2 人の学生へのインタビュー記事は、ロシア以外の国でのロシア語留学の実情を知る上で、とても参考になります。ロシア語留学は JIC の当初からの中心活動の一つです。JIC はロシアへの留学も、ロシア以外の国への留学も、どちらも全力で取り組みます。▼今年は 1956 年 10 月の日ソ国交回復から 70 周年にあたります。この 70 年間、日ソ・日露関係は、厳しい政治対立と経済協力・相互交流の間で揺れ動いてきました。経団連国際経済本部・樫村氏の講演録は、日ロ経済交流の歴史と現状を分かりやすく解説しています。▼徳山あすかさんが連載コラムで紹介している HINODE JAPAN（モスクワ・日本文化フェスティバル）の記事にも励まされます。ウクライナ戦争が続いている間は困難な状況が続きますが、それでもロシアとの文化交流、人的交流を絶やさず、将来の関係改善に向けた「芽」を残していきたいと思います。（F）

＊＊JICのロシア語留学・研修＊＊

37年間の実績「だから、JIC のロシア語留学

JIC ロシア語留学研修は、JIC 国際親善交流センターが日本で最初に旧ソ連・ロシアの諸大学と直接契約により開始した私費留学システムです。この 37 年間で JIC がロシアに送り出した留学生は長期・短期合わせて 4,500 名以上にのぼります。

安心の現地アフターケア

留学中はできる限り自分のことは自分でやっていただくのが語学力上達の道です。しかし、一人ではどうしても解決できない大学との交渉ごとや、緊急事態の際の連絡対応など、留学中の皆様をバックアップするために、JIC では各受入機関と緊密な連絡体制を整えています。

ロシア語長期留学4月生・募集中



オンライン相談 受付中！

期間：2027年4月1日より10ヶ月

締切: 2026年12月10日

モスクワ国立大学 1,590,000 円（授業料 10 ヶ月） 予価
サンクト・ペテルブルグ国立大学 1,155,000 円(授業料 10 ヶ月) 予価
ゲルツェン教育大学 998,000 円（授業料 10 ヶ月） 予価
ウラジオストク極東連邦大学 420,000 円(授業料 10 ヶ月) 予価
ペラルーシ国立外国語大学 422,000 円(授業料 10 ケ月) 予価

※上記の金額以外に別途、寮費、手配料、渡航費用、ビザ代金および取得手数料などがかかります。

ロシア以外の国でのロシア語留学の手配も可能です！（中央アジア、バルト諸国など）

◆JIC ロシア留学デスク◆
電話またはメールでご連絡ください。
東京事務所　平日 9:30-16:30　03-3355-7294
※留学相談はオンラインで行っております（要 事前予約）

